

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年9月8日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500119 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500050 号

## 第 1 結論

昭和 50 年 6 月 1 日から昭和 53 年 6 月 10 日までの期間及び昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 59 年 5 月 6 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から昭和 53 年 6 月 10 日まで  
② 昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 59 年 5 月 6 日まで

私は、請求期間当時、A 社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶がある上、同社における社長の自宅兼事務所に一緒に住み込んでいた同僚の氏名を記憶しているので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）について、請求者が提出した B 申告書（勤務先控）等の資料及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者原票によると、請求者が同様の業務内容で勤務していたとして氏名を挙げた複数の同僚については、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、請求期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者原票により請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求者の当該期間における厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について、陳述を得ることができない。

さらに、請求期間当時、A 社の事業主であった者の関係者は、事業主への聴取は困難であり、当時の関連資料等も保管されていない旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について事業主の陳述及び関連資料を得ることができない。

加えて、適用事業所名簿によると、A 社は昭和 57 年 3 月 26 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社は、請求期間②の一部の期間において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、前述の被保険者原票によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所である全ての期間において、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。